省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二　五

四五七―四六〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二　五

四六一　除籍が滅失した件　三　九

四六二　日本国に帰化を許可する件　二　一二

四六三　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　二　一三

四六四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一　一四

四六五　日本国に帰化を許可する件　一　一四

四六六　原戸籍の一部が滅失した件　三　一五

四六七　日本国に帰化を許可する件　三　一六

四六八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二　一九

四六九―四七四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二　一九

四七五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二　一九

四七六―四七七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二　一九

四七八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二　二〇

四七九　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二　二一

四八〇　日本国に帰化を許可する件　五　二一

四八一―四八四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　三　二二

四八五　土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件　三　二二

四八六　原戸籍が滅失した件　二　二六

四八七　原戸籍の一部が滅失した件　二　二六

四八八―四八九　除籍の一部が滅失した件　二　二六

四九〇　原戸籍の一部が滅失した件　二　二六

四九一　日本国に帰化を許可する件　二　二六

四九二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二　二七

四九三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二　二七

四九四　除籍の一部が滅失した件　四　二八

四九五　日本国に帰化を許可する件　三　二九

四九六―四九七　除籍が滅失した件　五　三〇

四九八　不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件　五　三〇

四九九　日本国に帰化を許可する件　五　三〇

外務省

三五五　円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　三　一三

三五六　円借款の供与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　一六

三五七　円借款の供与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　一六

三五八　千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのパラオ共和国の加入に関する件　三　一六